

CPD制度運用に関する覚書

社団法人日本建築士会連合会（以下「建築士会」という）と社団法人日本建築積算協会（以下「積算協会」という）は、CPD制度参加者の継続的能力開発のためにより幅広い知識・技術修得の機会を提供し、人材育成をより効果的に行うことの目的として、CPD制度における認定プログラムに関し、以下の覚書を締結する。

記

1. 建築士会、積算協会それぞれで認定されたプログラムについては、双方共通の認定プログラム（以下「共通認定プログラム」という）とする。その詳細は以下に規定された範囲において、協議により別に定める。
 - (1) 参加学習型
 - ◇ 講習会・講演会等
 - ◇ 見学会
 - ◇ e-ラーニング
 - (2) 情報提供型
 - ◇ 講師（上記、認定プログラムである講習会・講演会等の講師）
2. 共通認定プログラムについては、双方認定に関わる費用は発生しない。
3. 共通認定プログラムについては、建築士会または積算協会が認定したプロバイダー（建築士会および積算協会を含む）によって、出席者名簿が作成される。
4. 建築士会認定プログラムについては、建築士会CPDシステムを通じて積算協会が確認できる。
5. 積算協会認定プログラムについては、BSIJ-CPDシステムを通じて建築士会にその内容を通知する。
6. この覚書に記載のない事項については、建築士会、積算協会それぞれの規程によるが、それによらない事項については別途協議する。
7. この覚書は平成24年4月1日から発効する。

以上

平成24年3月26日

